

# 門真市防犯カメラ設置事業基本方針

令和4年3月

総務部危機管理課

## 門真市防犯カメラ設置事業基本方針について

令和4年3月25日  
危機管理課

これまで本市においては、「門真市防犯対策アクションプラン」及び「門真市防犯対策アクションプラン改定版」に基づき、令和3年度末時点において市内に414台の防犯カメラを設置することとしており、その間の犯罪発生状況については、「門真市防犯対策アクションプラン」を策定する前の平成27年中には、2,227件（全刑法犯認知件数：大阪府警犯罪統計より）でありましたが、令和2年中には1,084件（全刑法犯認知件数：大阪府警犯罪統計より）と6年間で約51%の減少となりました。この全刑法犯認知件数の減少については、防犯カメラの設置を進めてきたことにより、地域の防犯意識の向上や犯罪抑止効果が寄与しているところです。

本市において、門真市防犯カメラ設置事業基本方針(以下「基本方針」とする。)の策定にあたり、類似団体等の防犯カメラ台数や犯罪認知件数の調査を行いました。また、門真警察署からは令和2年中の数値でみると人口1,000人あたりの防犯カメラ設置台数については府内平均の3.88台の平均を下回っており（門真市は2.78台）、刑法犯認知件数については府内平均の7.75件を上回っている（門真市は9.01件）こと等から、さらなる防犯カメラの設置促進が不可欠であり、具体的には800台の設置が必要との意見が提出されました。更に、庁内の全課に対して防犯カメラの設置場所等の意見を聴取した結果をもとに、門真警察署と協議・精査を行いました。

つきましては、市内の防犯カメラの設置台数については、10年以内に800台に増設することを基本方針と定め、刑法犯認知件数の減少を目指し、本市における体感治安の向上に努めてまいります。

(目的)

**第1条** この基本方針は、市内に防犯カメラを設置することにより、市内における街頭犯罪の発生を抑制し、市民の体感治安の向上に努め、もって安全・安心なまちづくりに資することを目的とする。

(目標)

**第2条** 市内の防犯カメラの設置台数については、10年以内に段階的に800台を設置することを目標とする。

2 第1項における年間設置台数については、市の財政状況等を鑑み柔軟に対応する。

(選定)

**第3条** 防犯カメラの設置にあたり、地域の自治会等の要望等をもとに、門真警察署と協議し、防犯及び犯罪捜査に効果的な場所の選定を行う。

(細目)

**第4条** この基本方針については、令和3年度の本市の状況を鑑みた設置台数目標であるため、大型商業施設の開業や再開発等により新たに防犯カメラの設置の必要性が生じる際には、門真警察署と協議のうえ、第2条の目標台数を変更することができる。

**附 則**

この基本方針は、令和4年4月1日から施行する。